

広島県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十年六月七日までの間、縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下千鳥小奴可停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
庄原市東城町加谷字上宮廻り四七三番一地从先から庄原市東城町加谷字上宮廻り四七三番二地先まで	一三・三〇〇	二〇・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長
	一三・五〇〇	二六・〇〇〇	
	一五・〇〇〇	二五・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長
	二五・〇〇〇	二五・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長

敷地の幅員
(メートル)

延長
(メートル)